

## 身体的拘束の最小化に関する基本方針

当院では、入院されるすべての患者様に対して、人権と尊厳を尊重した医療・看護の提供に努めております。  
そのため、原則として身体的拘束は行いません。

### 1. 基本的な考え方

身体拘束は、患者様の身体的・精神的機能を低下させる恐れがあり、原則として禁止されています。  
私たちは拘束に頼らないケア(ノーリフトケアや個別ケア)の推進に全力を尽くします。

### 2. 緊急やむを得ない場合の対応

患者様ご本人または他の患者様の生命・身体を保護するため、身体拘束を行わざるを得ない「緊急やむを得ない事態」が発生した場合は、以下の3要件をすべて満たした場合にのみ、ご家族への説明と同意を得た上で最小限の範囲で実施します。

**切迫性:** 本人または他の人に生命または身体の危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。

**非代替性:** 身体拘束以外の方法で危険を回避することが困難であること。

**一時性:** 身体拘束が一時的なものであること。

### 3. 早期解除に向けた取り組み

当院では、多職種(医師、看護師、薬剤師など)からなる「身体的拘束最小化チーム」を設置し、拘束を最小限にし、速やかに通常のケアへ移行するための評価・検討を定期的に行っています。

患者様およびご家族の皆様におかれましては、本方針へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
身体拘束やケアに関する疑問・ご相談は、病棟スタッフまたは医療安全管理者までお気軽にお申し付けください。